犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

犬の飼い主には、**飼い犬の登録**と年１回の**狂犬病予防注射**を行うことが、狂犬病予防法で義務づけられています。

狂犬病は人に感染するおそれがあり、発症したら１００％死亡する恐ろしい病気です。狂犬病の発生を防ぐには、予防注射が不可欠です。

犬の登録と狂犬病予防注射を、５月７日（木）から各地区を巡回して行います。生後９１日以上の犬を飼っている方は、最寄りの会場まで**問診票を持って**お越しください。

犬を登録している飼い主の方には、集合注射の詳しい日程表を問診票とともに送付しています。問診票に必要事項を記入し、当日注射会場に持参してください。

動物病院で注射を受けるなどの理由で、集合注射の通知を止められている方で、集合注射を再開されたい方や、新たに犬を飼いはじめた方はご連絡ください。日程表と問診票を送付します。

※予防注射は６月中に受けてください。

※注射の実施会場へは、必ず飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

料金（１匹当たり）

登録３，０００円・注射３，１００円

※つり銭のいらないように、ご協力をお願いします。

お願い

①犬は必ず登録し、鑑札を犬につけてください。

②登録事項に変更があった場合には、お知らせください。

例）犬が死亡したとき。飼い主の氏名や住所が変わったときなど。

③毎年１回狂犬病の予防注射を受け、注射済票を犬につけてください。

医院名	電話番号
岡本動物病院	５３－２６８１
さくら動物病院	５７－０３０８
のいち動物病院	５６－４１１７
南国ひまわり動物病院	０８８－８６３－３１５０
佐野獣医科病院	０８８－８６３－００３９
斎藤獣医科	０８８－８６２－０３９３

※注射料金については、病院へお問い合わせください。

割高ですが、集合注射以外にも個別に左の動物病院で注射を受けられます

■問い合わせ先
まちづくり推進課
環境対策班 ☎５３－１０６１

飼い主としての責任を持ちましょう！

迷惑している人が増えています。近所に迷惑のかからない飼い方を心がけましょう。

犬

犬のフンは飼い主が必ず始末しましょう。

犬はつないで飼いましょう。

散歩・狩猟時の制御は飼い主の責任です。

猫

放し飼いによるフンなどの被害が多発しています。

名札をつけましょう。

野良ネコにエサを与えないようにしましょう。

犬やネコを捨てる行為は犯罪です

犬やネコを飼うと決めたら責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。犬やネコを捨てると最高５０万円の罰金が科せられます。

飼っている犬やネコが飼えなくなったとき…

新しい飼い主を探し、いない場合は中央東福祉保健所に引き取りを求めましょう（有料）。

不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術をすることにより、不幸な子犬や子ネコがやむを得ず処分されるようなことがなくなります。また、発情期がなくなることで鳴き声やけんかが減り、乳がん等の予防にもなります。

国民年金♪

◆問い合わせ先
南国年金事務所 ☎０８８－８６４－１１１１
市民保険課 保険班 ☎５３－３１１５

平成２７年度の国民年金保険料は
月額 15,590円です
（前年度より３４０円増額）

保険料の納期は翌月末です。納期から２年を経過すると時効により納められなくなります。保険料の納め忘れが続くと、年金だけでなく、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

保険料納付が困難なときは免除や猶予できる制度があります

国民年金には、次のような保険料納付が免除される制度や、猶予される制度があります。申請は、市民保険課保険班で受け付けできますので、ご相談ください。

保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得（１月から６月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または、一部納付（３／４・１／２・１／４）になります。

３０歳未満の方には
若年者納付猶予制度

３０歳未満の方で本人・配偶者の前年所得（１月から６月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

学生の方には
学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得（１月から３月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例の申請には、学生証・在学証明書・授業料納付の領収書の内、いずれかの写しの添付が必要になります。
※失業された方は離職票や雇用保険受給資格者証等の写しを添付すれば、前年所得に関係なく免除される特例もあります。
※保険料免除が承認された期間については、その免除段階により、将来の年金額が減額されますので、ご注意ください。なお、将来受け取る年金額を満額に近づけたい方は、１０年以内であれば、保険料を納めることができる追納制度をご利用ください。
※若年者納付猶予や学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金額を満額に近づけるために、１０年以内であれば、保険料を納めることができる追納制度を利用されることをお勧めします。

土地家屋 価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間	６月１日（月）まで（土・日・祝日は除く） ８時３０分～１２時００分、１３時００分～１７時１５分
縦覧場所	税務課（本庁）・香北支所地域振興班・物部支所地域振興班 課税説明は、税務課（本庁）でのみ行います。
縦覧範囲	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿で、近隣の土地や家屋の評価額
縦覧対象者	・土地価格等縦覧帳簿＝市内に所在する土地の固定資産税の納税者(代理人含む) ・家屋価格等縦覧帳簿＝市内に所在する家屋の固定資産税の納税者(代理人含む)
必要な物	運転免許証など本人と確認できるもの、または、平成２７年度の納税通知書（５月に発送します）をご用意ください。 代理人は上記に加えて、必ず委任状が必要です。

■問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎５３－３１１６